○農林水産省告示第二千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町森山西字江谷一一九の二、一一九の三、一一九の五、一二〇の一、一二一の一、二一一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江谷一一九の二・一二一の一・二一一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、（「次の図」及び「次のとおりとする。）その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字麦谷字日坂谷山五九五、六〇〇、六〇一、六三五の二、六三七、六三八、六四〇、六四一、六四五、六四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日坂谷山五九五・六〇〇・六〇一・六三五の二・六三七・六三八・六四〇・六四一・六四五・六四九（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字宇津戸字観音平一六八、字木ノ下三四九七の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字観音平一六八・字木ノ下三四九七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町大屋字山之神七三の一、八二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山之神七三の一・八二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町川西字浜場一五九、字比奈一一八一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字浜場一五九・字比奈一一八一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町上作木字下モ郷六八の一、六八の二、七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ郷六八の一・六八の二・七一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百九十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎